平成26年度千葉県特別支援教育研究推進会議 議事録 (要旨)

1 日 時 平成27年1月28日(水)13:30~16:00

2 場 所 新都市ビル教育庁会議室(北室)

3 議 題 次期千葉県特別支援教育推進基本計画について

4 配付資料 資料1~資料10 (別添参照)

5 出席者 委員5人(委員4人欠席)、事務局4人

6 傍 聴 者 1名

■議事

事務局

- ・資料は1~10まで。現在、第2期千葉県教育振興基本計画策定の取組が進められ、その中に特別支援教育に関する5つの柱を設けている。今後、作成を進める次期特別支援教育推進基本計画との整合性を取りながら検討したい。
- ・資料4のⅡに示した施策が特別支援教育に関する部分。また、読書活動や防災安全など、 障害の有無に関わらず取組が進められるものも多数ある。
- ・資料5の左側。次期特別支援教育推進基本計画の策定に向け、これまでの意見を、親計画 となる「第2期千葉県教育振興基本計画」に示した特別支援教育の部分に割り当てた。
- ・資料6 (未定稿)は、担当レベルで考えている次期推進基本計画の骨子案。4章で構成。 前回の計画との違いとして、第2章で「目指す姿」を書き表したい。一般に計画というも のは、現状の課題、改善を要する部分などを列挙し、それを改善していくための目標、実 践方法を示す…という流れで作成される。しかし、「現状否定から今後を語るのではなく、 現状の頑張りを励ます語り口の計画であってほしい」との意見も聞かれた。大変重要な考 え方と思い、目指す姿を加えたいと考えた。
- ・資料7(未定稿)は、関係各課が実施する関係事業を一覧にしたもの。

委員

・資料4について。ローマ数字のそれぞれの"くくり"の意味は何か。

事務局

・この計画を策定するに当たり開催されていた会議(光輝く教育立県ちばを実現する有識者会議)で、子どもたちの教育を、知徳体の重要性、千葉県のポテンシャルを生かすこと、 地域や社会とのつながり等の視点で捉える事が重要との意見を踏まえている。

事務局

- ・この後、特に協議を深めていただきたい2点。
 - ①資料5に出ている意見を検討・追加し、更に深めたい。
 - ②特別支援教育推進の2つの軸、1つは障害のある子どもたちの指導・支援を支えている様々な関係者/機関の連携。1つは教員のスキルアップ。本日は特に連携について。

委員

・「様々な困難を抱える子どもへの支援の充実」の「様々な困難に…」は、どのくらいの対象 の広がりを考えているのか。

事務局

・医療的ケアを必要とする重度の子ども、精神疾患のある子ども、アレルギー過敏の子ども

など、従来の5障害や発達障害の中では語れない、様々な困難を抱えている子どもたちへの支援についても、この言葉を用いて実践できるようにと考えている。

委員

- ・説明から特別なニーズという概念を思い出す。日本では特別なニーズは、障害に伴う教育 的なニーズだが、諸外国では天才の子どもを含んだりする。
- ・医療的ケア、難病等はもちろん、日本語の使用に困難があるなど含まれるが、「様々な困難」 の場合は…。

事務局

・この用語の意味、ニュアンス等について十分練りきれていない。

委員

・特別な支援を必要とする子どもたち…に近いと理解できる。汎用性を感じる。

事務局

- ・外国語だけ…というのであれば特別支援教育の範疇ではないと理解している。不登校については、本人や家族が気づかない背景に精神疾患がある場合がある。特別支援教育としてのニーズがあるものについては、特別支援教育推進基本計画の範疇に含まれる。
- ・難しいのは人格障害的なもの。それについてはお考えをいただければと思う。

事務局

・早期の支援体制の部分についてどうか。

委員

- ・他に障害を持っている方の例だが、相談を受けている学校に入るため近くに転居したが、 「他の学校も見学した方がいい」と、見通しを持ったところに別の選択肢を示されて悩む。
- ・先生方は(他の)学校を知っているからこそアドバイスをするが、そこに保護者の思いと のずれが生じるのではないか。

委員

・近くに転居される前に、そうした相談・助言があると良かった。

委員

・保護者は障害に関しての専門性の高い先生方のる学校で指導を受けさせたいと思う。

事務局

・保護者の方は、どの段階で転居を考えられるものなのか。

委員

・就学前から教育相談を重ねいていれば、このまま同じ学校でと考えると思う。

事務局

教育相談の重要な留意点だ。

委員

- ・小学部5年間、居住地校交流を行ってきた例。相手校の子どもたちがたくさん声をかけてくれたが、頻度が少なく、放課後など地域での生活までのつながりにはならなかった。保護者が一日付き添ったが、できれば一日、子どもが一人で交流できる方が、子どもにとっても、相手側の学校の子どもにとっても良いのではないか。
- ・2校目の交流校は兄弟が在籍していたが、その兄弟の成人式に本人も同行したら、その時 の友だちが本人に声をかけてくれた。居住地校交流をやってて良かったと思う。

事務局

・回数の充実、保護者負担の問題など、今後の重要な検討課題。居住地校交流がきっかけとなり、地域で知り合えている状況が生まれる意義は大きく、推進の大切さの理由だ。

委員

・学校の先生方も、様々な選択肢の可能性を示したわけで、親切に紹介したのだと思う。

事務局

・特別支援教育に関する様々な取組は、利用している側の満足感・納得感などの「質」に関する評価についても考慮しておく必要がある。

委員

・必要な時に、必要なところで、必要な教育を受けられる千葉県の教育をと、先ほど話があった。野田、銚子、安房など障害に合わせた指導を都市部でも同様に。このような新しい 学びの場の整備を進めていくことで、保護者もわざわざ遠くの学校の近くに住まいを求めなくても、障害に合わせた支援が受けられる。

事務局

・事例として、A市在住の生徒が聾学校に通えないので、都立の聾学校に通いたい…という相談。聾学校の専門性を利用したいが、遠くて利用できない。やはり、地域の中に利用のニーズに応えられる学校を整備していく。場合によっては通級指導教室というものを用意していくという方向性について、またその用意の仕方について、ご意見をいただきたい。

委員

・例えば盲学校等は、高い専門性を培っていくことと、発信していくことの両方が必要になる。一方、肢体不自由で専門性を高めた教員が知的障害特別支援学校に異動すると、その専門性が発揮できない…ということもある。つまり人事面からもサポートできるような取組が必要。

事務局

・他県や国の動きも踏まえると、教員の専門性向上は重要だが、限界も想定されているのではないかと感じる。外部人材の活用などはその動きである。

— 休 憩 —

委員

・障害のある子が就労する…ということについては、まだまだだと感じている。 当事者としてもっとできることは…という思いで活動に取り組んでいる。

事務局

・つまり、障害のある方々が、そのライフステージを移り変わっていくときに、それぞれの ところで支えている関係者の情報共有が大切だ…ということだと伺った。

事務局

- ・就労関係については、県内全域にある障害者就業・生活支援センターと特別支援学校とが協力し、卒業後のフォローアップを実施。他県と比べても、格段に連携が取れている。
- ・平成13年当時の特別支援学校卒業生の就労率は20%程度。平成25年度の就労率は約

- 34%。しかも平成13年度と平成25年度とでは、卒業生が倍以上増えているにもかかわらず、就労率が高くなった。これは企業側の努力と理解、保護者の意識の変化、障害者就業・生活支援センターの協力・努力などによって変わってきた結果。
- ・今、言われていることは「もっと働ける人がいるのではないか」ということ。就労継続支援B型に直接入るのではなく、一度、就労移行支援の中で、就労できるかどうかのアセスメントを受けてほしいという流れになっている。
- ・「就労に向けて」の動きや働きかけを強めていくのか、高等部の中で、将来の生活を見据えた、生活の充実感を作るような学習内容すべきなのか。このあたりについては、4の四角の枠内に書かれてあるが、繰り返し話題になること。中学部、高等部の教育課程、学習内容・方法に次いでご意見があれば、是非伺いたい。
- ・資料にも、障害者の芸術文化活動の事に触れた意見もあるが、ここ1~2年は、障害者の 芸術活動が話題になることもことも多い。そうしたことも含めて、御意見をいただければ。

事務局

・例えば、特別支援学校の先生方からは、「働くこと」ばかりを言われてきた、などということはなかったか。

委員

- ・そうばかりではなかったと思う。以前は、学校を出たあと行くところがなかったが、今は 多い。また、スキルアップして次につながっていく。働く場所もでき、全体として広がっ てきている。
- ・ニーズの掘り起し、障害のある方々の生活とか文化とか、もっと社会が目を向けて、働きかけていかなければならないという指摘だと思う。
 - そうした視点は、今後の計画作りにおいて大変参考になる。

委員

- ・障害者が生きていくための社会全体の資源の厚みが少ないと言える。就労支援センター等 が強化される一方で、生活を豊かにする地域資源については、進んでいない面がある。
- ・資源には一般の人が使っていて障害のある人も使うものと、障害者が単独で使いたいとい うニーズもある。原則として、両方叶えられる社会になるべきではないか。
- ・地域の資源が手薄な中で特別支援学校は頑張ってきた。まだ資源とのバランスが良くない。 障害のある人が住みやすい条件を整備すれば、特別支援教育、特別支援学校の在り方は本 来の教育に絞れ、つなぐ役割の強化にもつながっていくのではないか。
- ・働くことを軸に置きながら、卒業後も地域の中で障害のある人が豊かに暮らせる姿は、学校の中でも自立の姿として目指していくべきではないか。障害のある人にやさしい地域社会を作り出せると、学校教育が真価を発揮しやすくなるのではないか。
- ・本来、社会が担う部分について、学校が頑張りすぎているという部分もあるのではないか。

事務局

- ・特別支援教育の推進計画という点で考えると、障害のある子どもたちが学ぶ学校が、地域 社会に対してもっとアクセスして、ネットワークを形成する。
- ・学校が地域に出ていくことで、地域も共に考えていくようになる。
- ・県全体の障害者計画では、県、各市などにおいて、地域資源を作り活用していこうと…。

委員

・施策として、障害者理解のために、居住地校交流や通常の学級等で障害のある子どもたち を受け入れる。その中で人権教育や道徳教育を展開する、という方法も考えられるのでは。

委員

- ・希望のない保護者もいる。希望がある場合は、段階的に通常級での学習の機会を増やす。 やがては地域の中で声をかけ合えるような関係づくりが進められる。
- ・こうした取組をしないと、障害のない子どもたちや社会の障害者理解は進まない。学校在 学中はよいが、卒業してしまうとなかなか難しい。ある程度理解を広げていくためには、 インパクトが必要。

委員

・幼児期は地域の中で。卒業後も地域の中で過ごす。学校だけがそうではない状況であった。 これからは、学校教育も地域と一緒にやっていくことを強化していかなければならないの ではないか。

委員

・地域に知ってもらうということは大切になる。

事務局

- ・居住地校交流が大切であるとしていながらも、学校により差がある。特別支援学校のお子 さんを通わせている保護者側の意識をどう変えていくのか、という問題もある。
- ・地域がもっと受け入れられる状況になっていれば、また結果も変わってくる。

委員

- ・居住地校交流をする本人が、一人っ子だったり長男長女だったりと、それまで地域との関係性が弱かった場合、居住地校交流校に行くことは、保護者や本人にとって戦地に赴くような緊張感がある。この先、何が待ち受けているのか、と保護者は構えてしまう。
- ・だから希望者を募っても、やっと数人の手が上がる、という状況もわかるような気がする。 もう少しメリット(利点)を保護者に伝えていかないと、広がっていかないのではないか。

事務局

- ・幕張高校や佐原高校で、障害のある生徒への教育課程を作るという研究を進めているが、 優秀な生徒が大学、企業と進む。海外に出ていくようないわゆる一流企業が求めているも のは何か。ダイバシティ(多様性)100選の話。人材の多様性として、障害者が入って いたり、高齢者、女性が入っていたり。また他民族、他の宗教の人が入って、組織が構成 される。その組織が企業利益を追求していくという、企業文化が生まれる。
- ・多様性を学ぶ切り口として、障害を、障害のある人のことを学ぶ。そこから利益を生み出 す。また、国、社会に貢献していく。そういう方向性を考えていく必要がある。

事務局

- ・整理すると理解啓発…という言葉の旗を振り回すのではなく、いかに両者が情報を共有し、 発信する側がどの様な方法によりPRするのか。
- ・多様性も、その多様性の魅力が相手に伝わらないといけない。いかに両者が互いに「お得感」を感じたり、魅力を分かり合えたりするかを考えないと、理解啓発は難しくなる。
- 第2次推進基本計画には、その辺も考慮した書きぶりを考えたい。

委員

- ・特別支援学校のセンター的機能を使って、地域の学校等に専門性を提供しているわけだが、 やはり専門家でないとみてわからない部分もある。特別支援教育コーディネーターと臨床 心理士を組ませ、要請に応じて派遣する。専門家のアドバイスを踏まえ、コーディネータ ーがアドバイスをする。専門家と教員の両者の強みを生かしたアドバイスになるので、変 化が速い。これは教員だけのアドバイスではできない。
- ・また、医療的ケアを開始する学校があるとすれは、看護師と医療的コーディネーターを組みで派遣し、看護師の専門的な助言をコーディネーターが教育的な配慮も含めて学校や保護者に伝える。
- ・一方で理学療法士や心理療法士が、所属する学校組織の中で、どんな立ち位置で、どんな 仕事を担当していくかという問題。この点を踏まえないと、専門家が校内で浮いてしまう。 その辺の活用方法について計画しておくことが大切。
- ・他県では、常勤の看護師と非常勤の看護師とのダブルの体制をとっているところもあり、 常勤の看護師は指導も行っている。

事務局

・専門家としての人材は、非常勤のような外部人材としての活用と、常勤、即ち内部の人材 としての活用とがあるが、その違いについて考えられることは何かあるか。

委員

・その辺りについては、ニーズの問題だろう。毎日のニーズであれば常勤。週に1、2度の ニーズであれば非常勤。

事務局

- ・他県では、理学療法士や作業療法士のうち数名を自立活動教諭選考に受検させ、教諭の身分で雇用している。教科指導はできないが、自立活動の指導に当たることはできる。それらは教員の定数として採用している。別の県では理学療法士とか看護師などに対し特別免許状を発行して自立活動教諭として正規に採用。人事異動はその立場での異動となる。
- ・千葉県で類似するものとしては、長年、理容や理療に携わっていた方に自立教科の資格を とった後に採用している。一方、理学療法士や看護師などの専門性のある者を非常勤とし て雇用してきたが、正教員としては採用していない。
- ・千葉県が他県のような方向性をどう考えるのか。その方向を求めれば、当然一般の教員の 定数枠は減ることになる。自立活動の指導はできるが、小学校や中学校に異動して他教科 を指導したりすることはできない。
- ・これまで千葉県は、専門家が教員に指導助言する形で専門性の向上を図ってきた。千葉県がどっちの立場を推進していくべきなのか、御意見があれば伺いたい。

委員

- ・私は後者。今の千葉県のやり方が効果的かと思う。前者のやり方を導入したところで起き たことは「専門家任せ」。
- ・やはり専門的な助言を得ながら、教員が適切に指導していくことが大切ではないか。
- ・一方、例えば5人の看護師がいた場合、一人を指導的立場にして他の4を見る、という立場の人はいてもよいかもしれない。
- 「専門家任せ」というのは、スクールカウンセラー等を常勤で配置すれば小・中学校等でも

起こりうることと言えるのか。

委員

・スクールカウンセラーに関しては常勤でもよい。一方、特別支援を要するお子さんへの対応としては、先ほどの発言に賛成である。教員が手を引いてしまう…というのは良くない。 やはり一緒になってやるという意識が大切。全職員の意識が大切。

委員

・全ての教員の専門性向上という点からも、よくない。

委員

・それを負担に感じるようではいけない。どの子も同じなんだという発想が必要。

事務局

・残り時間、「連携」の在り方、留意点などについてお考えを伺いたい。先ほど、学校がいろいる抱えすぎている状況があるのでは、との意見もあった。逆に学校の守備範囲をどのように考えればよいか。一方で、本人保護者の不利益になるようでもいけない。

委員

- ・関係機関の連携については、まだ過渡的な部分も多いのではないか。各学校や地区でもそ の都度連携を進め、経過を見守るべき状況ではないか。
- ・特別支援のニーズの幅が広がってきているので、当然、その幅に対応できる専門性の確保 は必要。

事務局

・他県では医師が学校を回っている。

委員

・児童精神科の医師などは、必要性も高い。

事務局

校医ではなく、回診をするシステム。

委員

- ・就労ではジョブコーチでもよいし、貧困や虐待含みでは、福祉サポーターが回るということでも、多層なニーズが学校に現れているので、対応できると良い。
- ・やはり教育側が全てを抱えるよりも、多様なチャンネルと人材を用意して、学校として 活用するのはどうか。学校が主体性をもって活用すべき。

事務局

・企業とか、ナカポツなどには、就労支援セミナーを地区ごとに開催する中で、学校にアドバイスをいただいたりしている。こうした動きがようやく回り始めた。

委員

- ・本校は摂食指導で4人の医師に入ってもらっている。80食の再調理をするが、医師から その場で適切な指示、判断が出ると、保護者も安心する。
- ・外部人材の活用については、学校の課題に応じた活用方法の工夫が大事なのではないか。

委員

・学校が保護者と話し合いをするとき、「学校は全力で努力し、対応する。」ことは伝える。 一方で「できないこと、無理なこともある」ということも伝えながら理解を得て進めてい る。やはり学校が丸抱えでは苦しい。連携できるいろんな機関を知ってケースに応じた 連携先を活用していくことが大事なのだろう。

事務局

・市町村側の学校でも、県がストックする人材の派遣が可能であれば活用したい…ということはあるか。

委員

・それはある。

事務局

・地域によっては必要とする専門性を有する外部人材が確保できない状況もあるだろうから。

委員

・学校も依頼先に悩むことは多い。当面は特別支援学校のアドバイスを受け、そこから先に つないでいくようにしている。ネットワークが途絶えてしまうことは避けたい。

事務局

- ・今後の計画案文を作成する上で、次のような点に留意して取りかかりたい。
- ・関係者間の連携は、これまでも重視してきた部分。関係者の連携を推進する前提が、関係者の善意や努力によるものではなく、関係者の動きかた、スキームが見える取組の方向性を示していくことが必要。

委員

・障害者にとってのグローバル化。障害者が社会に出ていく、世界に出ていく、ということ も考えておかなければならないのではないか。

委員

- ・次への教育を考える上で、人材育成の問題が大きい。また、社会参加を支える地域ネット ワークの在り方も重要。
- ・人材育成に関しては、大学等の機関でも研修等学び直しの取組を行っている。地域での人材を掘り起こすことにもなっている。
- ・このように、先生方の特別支援に関する力を強める機関が、地域の中にいろいろある。大学などもその一つ。県と高等教育機関の連携も視野に入れていくことが大事ではないか。 医師会なども連携先にあるだろう。
- ・また長期的な課題かもしれないが、特別支援学校の先生方が、小中学校でどのようなこと に困っているかを理解できる仕組みなど、校種間の風通しを良くして、教育界の中で情報 を共有していくことも今後必要なものだろう。
- ・研修以前の問題で、先生方自身の意識を涵養していくことが大切。
- ・幼児期の問題を強調したい。早期から、いかに支援ニーズに応えられるシステムを構築するか。幼児期にしっかりやっておくことが、その後の教育の影響を考えれば大事。
- ・特別支援学校が、地域で特別支援の基幹となっている機関との連携を強化することも大事。 次の段階で関係者のネットワークを構築する。全体の水準を底上げするために、特別支援 のインフラを地域毎につくる構想も必要ではないか。

委員

・10年経過した教員は異動することについて。保護者も、当該教員も残ることを希望している場合への考慮というのはできないのか。

事務局

・異動しても3年経過すれば、また戻ることは可能。

事務局

・心情としてはとてもわかる。ゆえに、誰もが信頼に応えられるようになっていかなければならないものだろう。

委員

- ・特別支援学校と小学校との交流についてのエピソード。彼らが大きくなってから町で出会ったときに、自然に声をかけ合っている。こうした関わりは、まだ子供の時に、その感性を養うことが大切なのでは、と感じた。できるだけ、多くの学校で、早い時期に推進されることが望まれる。
- ・本校の合唱コンクールでの話。特別支援学級は人数が少ない。そうしたら他の学級から有 志が集まり、その特別支援学級の合唱を一緒に作り上げていた。

事務局

・大抵は、少数派の特別支援学級の生徒を、他の学級の中に散りばめてしまうことが多いの に、素晴らしいエピソードではないだろうか。

平成26年度千葉県特別支援教育研究推進会議 次第

日 時:平成27年1月28日(水)

午後1時30分~

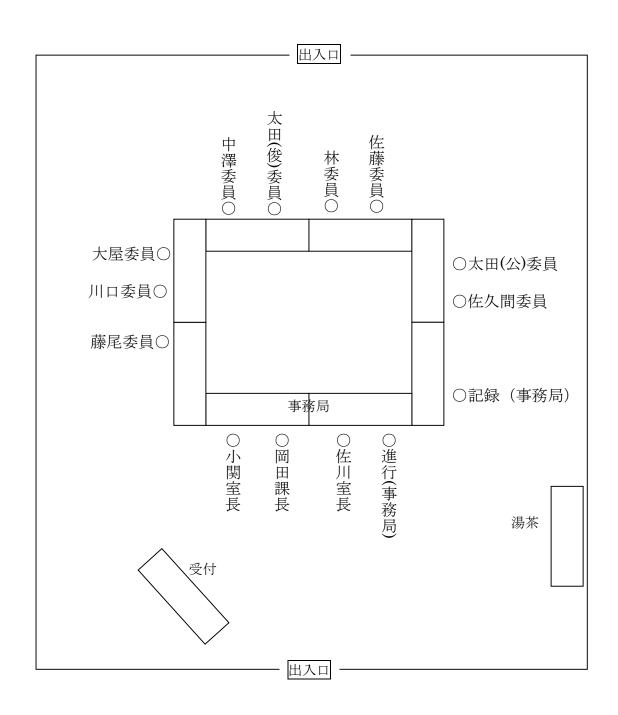
場 所:新都市ビル教育庁会議室

- 1 開会
- 2 県教育委員会挨拶
- 3 日程説明
- 4 議事公開の確認
- 5 議事 「次期千葉県特別支援教育推進基本計画について」
- 6 事務連絡等
- 7 県教育委員会謝辞
- 8 閉会

平成 26 年度千葉県特別支援教育研究推進会議 会場図

日時:平成27年1月28日 (水) 13:30~

会場:新都市ビル教育庁会議室



平成26年度千葉県特別支援教育研究推進会議 委員名簿

	氏 名	所 属 等
1	**** としき 太田 俊己	植草学園発達教育学部発達支援教育学科教授
2	中澤昌子	千葉県特別支援学校PTA連合会会長
3	おおや Liffる 大屋 滋	総合病院国保旭中央病院脳神経外科部長
4	かわぐち ひでき 川口 英樹	千葉県手をつなぐ育成会役員
5	藤尾 健二	千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会会長
6	林 菊盛	千葉県特別支援学校長会会長
7	きとうしん佐藤一伸	千葉県特別支援学級設置校校長会
8	^{おおた} きみあき 太田 公昭	千葉県中学校長会長
9	まくま あっこ 佐久間 敦子	千葉県高等学校長協会代表

(敬称略)

第二期「千葉県教育振興基本計画」において、特別支援教育/障害のある子どもへの取組を明記している部分

Ⅰ 志を持ち、失敗を恐れずチャレンジする人材を育てる ~ 夢・チャレンジプロジェクト

社会を生き抜く力を育む主体的な学びの確立 (1)読書活動や体験活動を通じた学習意欲の向上 (2)子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実 (3)授業力の向上による学びの深化 (4)学力向上に係る取組の適切な評価・改善の推進 道徳性を高める実践的人間教育の推進 (1)「豊かな心」を育む千葉ならではの道徳教育の展開 各学校段階に応じた道徳教材の作成(特支校を含む就学前~高等学校まで) (2)社会の一員としての必要な力を育む教育の推進 (3)豊かな人間性を育む体験活動の推進 (4) 自他ともに尊重し命を大切にする心の教育の推進: いじめ、命の大切さ、思いやりの心、人権、規範等をテーマに「いのちを大切にするキャンペーン」の取組の推進 生きる力の基本となる健康・体力づくりの推進 (1)体力向上を主体的に目指す子どもの育成 (2)子どもの健康を守る学校保健の充実 (3)食を通じた健康づくりの推進 4 社会的・職業的に自立し地域で活躍する人材の育成 (1)系統的なキャリア教育の推進 特別支援学校の ICT を活用の遠隔教育の調査研究により障害特性に応じた指導の充実等 (2)地域を支える人材の育成 (3)企業や大学・研究機関等との連携による職場体験等の充実 (4)子供や若者の社会参加の促進 5 郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成 (1)郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進 (2)多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成 (3)外国語教育の充実 (4) 外国人児童生徒等の受入れ体制の整備 Ⅱ ちばのポテンシャルを生かした教育立県の土台づくり ~ 元気プロジェクト 人間形成の場として活力ある学校づくり (1)魅力ある高等学校づくり (2)私立学校の振興 (3)公立学校と私立学校の連携の推進 (4)地域に開かれた魅力ある学校づくり (5)豊かな学びを支える学校・学習環境づくり 2 教育現場の重視と教員の質・教育力の向上 (1)熱意あふれる人間性豊かな教員の採用 (2)信頼される質の高い教員の育成 (3)子どもの多様化に対応したきめ細かい教育の推進 (4)教職員の負担軽減と学校問題解決のための支援 3 いじめ防止対策の推進 (1)いじめの予防や早期発見のための取組の推進 (2)いじめ防止等のための人材の確保と資質の向上 (1)早期からの教育相談支援体制の一層の充実 (3)いじめ防止等のための啓発活動の推進 (1)個別の支援計画作成・活用と適切な就学に向けた相談・支援の充実 (4) インターネット等を通じて行われるいじめへの対策の推進 (2)地域で共に学び育つ教育の推進 (2)合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進 (2)学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実 (1)教職員の専門性の向上をはじめとした幼児教育の質の向上 (2)高等学校における特別支援教育の充実 (2)小学校就学前教育から初等教育への円滑な接続 (2)ICTを活用した教育の推進 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 (2)様々な困難を抱える子どもへの支援の充実 (3)特別支援学校の施設・環境の計画的な整備 (1)早期からの教育相談と支援体制の充実 (3)特別支援学校が有する多様な機能の整備と充実 (2)連続性のある多様な学びの場と支援の充実 (4)キャリア教育、職業教育の充実 (3)特別支援学校の整備と機能の充実 (4)障害のある児童生徒の社会自立、社会参加を支援するネットワークの構築と充実 (5)特別支援学校免許状取得の一層の推進 (4)卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実 (5)特別支援教育に関する教員の専門性の向上 (5)特別支援教育に関する研修の充実 読書県「ちば」の推進 (1)家庭や地域における子どもの読書活動の支援 (2)学校等における読書活動の推進 障害に応じた貸出、訪問、お話会の実施等、障害者等への支援の充実 (3)図書館における読書活動の充実 フェアプレーの精神を育て、楽しさや感動を分かち合うスポーツの推進 障害のある人のスポーツ推進 (1)「するスポーツ」・「みるスポーツ」・「ささえるスポーツ」の推進・ (2)人々に夢と感動を与える競技力の向上 8 ちば文化の継承と新たな創造 (1) 文化にふれ親しむ環境づくり (2)文化財の保存・継承 安全・安心な学びの場づくりの推進 (1)校舎等の計画的な整備、バリアフリー化の促進 (2) 東日本大震災を教訓とした防災教育と安全教育の推進

Ⅲ 教育の原点としての家庭の教育力を高め、人づくりのために力をつなげる ~ チームスピリットプロジェクト

(4) 虐待など不適切な養育から子どもを守る取組の充実・強化

親の学びと家庭教育への支援 (1)教育の土台となる家庭教育への支援 (2)学校と地域が連携した家庭教育の推進 (3)親となってかけがえのない子育てを行うための教育の推進 2 つながりや支えあいによる地域コミュニティの形成と生涯学習社会の実現 (1)学校を核とした地域コミュニティの構築と子どもの学びへの支援 (2)生涯学習社会を目指した取組の推進 (3)社会教育推進体制の強化 (4)高等教育機関との連携 (5) 県教育委員会と市町村、私学等との連携強化 3 学びのセーフティネットの構築 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実(特支校、こどもと親のサポ、総セ特別支援教育部…) (1)子どもや家庭に対する相談支援体制の充実 (2) 学び直しなどの再チャレンジに対する支援の充実 特別支援教育への援助(就学奨励費) (3)経済的・家庭的理由などの様々な困難への支援

「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」などの部分と、本部会・専門部会で話題になった視点との関連性

※計画全般、計画理念等に関すること

※下表について 実線枠…本部会委員の意見 破線枠…専門部会委員の意見

障害者の権利擁護。合理的配慮を 計画で取り上げることが必要

どの分野でも関係機関との連携充 実が必要

5年後までにこれをやるべき、これ だけはやるべき…という議論を

他の部局・課と調整して包括的に

財源を確保した推進/取組が必要

ードを散りばめる

「管理職の理解」としいうキーワ

オール県庁による計画企画・実行 体制づくりが必要

親計画(グランドデザイン)を受けた次 期推進基本計画は 5W1H が明確な 計画であることが必要

数値ではなく質を評価する計画、 質を求める計画であるべき

現状分析を相当しつかり。その上 での次の見通しだろう。

「持続可能な千葉県特支教育のスキ ームづくり」というコンセプトを提案

計画は発表するだけでなく、伝 達・啓発等を目的とした説明会等

の取組も併せて必要

現場に意欲と勇気を与える計画 に。現状否定から始まる計画の提 案でよいのか

-----管理職は試行錯誤/模索し悩んで いる。コラムを掲載して実用性も 持たせてはどうか

5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

1 早期からの教育相談と支援体制の

(1) 早期からの教育相談支援体制の 層の充実

(2) 個別の支援計画作成・活用と適切な 就学に向けた相談・支援の充実

幼保段階の関係者の専門性向上も 不可欠。手厚い記載を。

2 連続性のある多様な学びの場の整備と 支援の充実

(1)地域で共に学び育つ教育の推進

(2) 合理的配慮の充実と基礎的環境整 備の推進

(3) 学校を支える外部人材や地域の教 育資源の活用と充実

(4) 高等学校における特別支援教育の 充実

(5) ICTを活用した教育の推進

(6)様々な困難を抱える子どもへの支 援の充実

必要な時に、必要な場所で教育が 受けられる学びの場の整備が必要

高等学校では障害に配慮した履修 の在り方をどうするかの問題解決 が不可欠

次期計画 5 年間で特別支援学校が どうなるのか、どう動くのか、明 確な描きを示すことが必要

インクルーシブ教育システム構築のために は、ユニバーサルデザインを踏まえた授業 が実践できなければ。実践できる 学校、教員づくりを。

重度重複障害のある児童生徒への 教育・支援の一層の推進が 必要

特支 Co は専任の配置を可能にし なければ小中高の特別支援教育は 進まない

小中高の特支 Co は忙しくて十分機 能できていない

幼→小、中→高など節目の移行支 援を手厚くできる計画に

通級/特学など、学びの場の違いに応じ て、何を学ばせるのか(支援するのか) ガイドブックや実践例を出すべき(他県は あるが千葉県にはない)

地域の学校で学べる環境が必要

共生社会の実現に向け、小・中・ 高等の児童生徒が障害者と関わる 経験を重ねることが必要

学力向上、道徳の推進に目が向く 現場に、特別支援教育推進の意識 をどう啓発するか

生徒指導/進路指導と特別支援区 教育のつながり/関連性を示すと 推進が進むのではないか

3 特別支援学校の整備と機能の充実

(1)特別支援学校の施設・環境の計画的 な整備

(2) 特別支援学校が有する多様な機能 の整備と充実

次期計画 5 年間で特別支援学校が どうなるのか、どう動くのか、明 確な描きを示すことが必要

4 卒業後の豊かな生活に向けた支援と支

援体制の充実 (1)キャリア教育、職業教育の充実

(2)障害のある児童生徒の社会自立、社 会参加を支援するネットワークの構 築と充実

卒業=就労ではなく、在学中に 多様な価値観を学ぶことが大切

障害者と地域をどう結びつける か。受け皿づくりと飛び込むこと の相互の取組が必要

2020 オリパラへの対応の盛り込 み、その他芸術・文化の取組も記 述したい

卒業に向け、親・家族へのコーデ ィネートが必要

卒業時の本人・保護者がもつ不安 解消への取組が望まれる

障害者を指導・就労させるための 研修ではなく、共に働く仲間とし て関わる意識の涵養が教員研修に 必要必要

5 特別支援教育に関する教員の専門性

(1)特別支援学校免許状取得の一層の

(2)特別支援教育に関する研修の充実

多様な学びの場を実現できるだけ の教員の専門性向上が必要

全ての学校で特別支援教育を行う ためには全ての教員が障害のある 子と関わる経験が必要

困った子ではなく「その子が困っ ている」と考えられる教員の意識 改革の研修が必要

通級指導の展開には専門性のある 人材育成・確保が必要

SocialWorker を含む外部人材確保 が必要

小中高教員の特支校教員免許取得 : インクルーシブ教育システム構築のために 促進の取組を設定し計画に盛り込

義務教育に携わる教員・行政職に 対する特支教育理解啓発が必要

めないか

市町村教委担当者の特別支援教育 理解は不可欠

研修後、どれだけ専門性/力量が 高まったかの評価バッテリーが必要

は、ユニバーサルデザインを踏まえた授業 が実践できなければ。実践できる 学校、教員づくりを。

担当者を育てる研修だけでなく、 担当になる前から研修できる、研 修をさせる取組の充実が必要

未定稿

第2次千葉県特別支援教育推進基本計画の骨子のイメージ

資 料 6

H27.1.28 研究推進会議検討資料

■ 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画の骨子(案)

第1章 計画策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間

第2章 千葉県の特別支援教育のめざす姿

- 1 千葉県の特別支援教育の現状 <
- 2 第1次計画策定後の特別支援教育に関する動向
- 3 第1次計画の取組の評価と今後の課題
- 4 千葉県の特別支援教育の基本的考えと目指する

第3章 取組の方針と具体的な取組

- 1 取組の基本方針
- 2 施策と取組の方向性
 - (1) 早期からの教育相談と支接体制の充実 ①教育相談・支援体制の一層の元実 ②適切な就学の相談支援の充実
 - (2) 連続性のある多様な学びの場の支援と充実 ①地域で共に学び育つ教育の推進 ②合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進 ③学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実 ④高等学校における特別支援教育の充実 ⑤ I C T を活用した教育の推進 ⑥特別支援学校が有する多様な機能の活用
 - ⑦様々な困難を抱える子どもへの支援の充実 (3) 特別支援学校の整備と機能の充実 ①特別支援学校の計画的な整備 ②障害特性に応じた施設・設備の計画的な整備 ③特別支援学校が有する多様な機能の充実
 - (4) 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実 ①キャリア教育と職業教育の充実 ②障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築 ③障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築 ④障害者への学びの支援
 - (5) 特別支援教育に関する教員の専門性の向上 ①特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進 ②特別支援教育に関する研修の充実 ③異校種間の計画的な人事交流の推進

第4章 計画推進体制と進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理の体制 ◆
- 3 点検・評価 ←

関係資料

- ○策定迄の経緯
- ○パブコメの主な意見
- ○関連法令、関連条例、関係報告、関係施策等の概要・抜粋
- ○策定に関わった人、根拠要綱 等
- ○用語解説

■骨子のそれぞれの部分に記載すること

○策定の趣旨 →特別支援教育の推進・充実のため、H19に総合的な基本計画を策定。一定の成果を得た。

→生社会の実現、共に学ぶ場や機会の充実、連続性のある多様な学びの場の充実、相談・支援体制の充実、教職員の専門性 の向上、教育資源の有効な活用などは、引き続き継続・発展させていくべき課題

→第1次計画に示した考え方を引き継ぐとともに、上記の必要性、存在する課題解決に向けた取組を推進

○計画の性格 →親計画となる「次期千葉県教育振興基本計画(H27~31)」を具体的に実践していくための具体的・実践的計画とする。

○計画の期間 →H31 までの 4 年間(H28~H31)。H32 以降も状況を踏まえ計画推進(第 3 次計画)の継続を図る。

〇千葉県の特別支援教育の現状

- (1)相談・支援体制の現状
- (例) 市町村の療育相談支援体制が充実/特支校及び総セ等で発達障害等の相談が高比率で推移 特支アドバイザー等の活用など支援体制の充実が必要な状況が続く
- (2) 学びの場の現状
- (例) 特別支援学校における通級指導の広がり (聴覚→視覚→病弱→肢体不自由)
- (3)児童生徒数等の増加
- (例) 特学数/通級指導教室数増、通級・特学・特支校在籍者数の増→過密化・狭隘化
- (4) 自立/社会参加支援の現状 (例) 特支校高等部就職希望者の就労率上昇/県教委の障害者雇用率上昇/特支校の就労支援の取組が進展
- (5)人的資源の現状
- (例) 年齢層の二極化(中堅層不足) / 教員の基礎的知識・技能の習得や専門性維持が必要

〇特別支援教育に関する動向

→障害者基本法改正(H23)/医療的ケア制度改正(H23)/障害者総合支援法(H24)/共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため…(中教審報告)/障害者差別解消法(H25)/学校教育法施行令一部改正(H25)/障害者権利条約批准(H26)→全ての取組は共生社会の実現に向かって

〇現行計画の検証

→中間評価の「今後の取組」の評価/関係機関(学校、県特支 PTA、その他)や県民への意見聴取の実施及び評価、今後の課題の整理

〇基本的考えと目指す姿

→基本的考えは第1次計画を引き継ぐ(①価値ある存在… ②地域で共に… ③もてる力を…) 第3章の(1)~(5)の取組が実現している状態として表す。

〇取組の基本方針

→ 第2期計画の企画・推進を貫く理念を記す → 「(例)持続可能な特別支援教育のスキームづくり」

〇具体的な取組

→施策〔()番号〕と取組の方向性〔○数字〕の簡単な説明は親計画(第2期教育振興基本計画)に示してある。 第2次計画では、取組の方向性に基づく「主な取組」を記述するとともに、更に具体的な説明、数的・質的指標を示す。

〇推進体制

→計画推進に関して、「教育」「保健」「医療」「福祉」「労働」「その他」のそれぞれの"関わり方"と"つながり方"を示す。 →その"関わり方"と"つながり方"を踏まえた体制づくりを進める。

〇進行管理の体制

- (1)実施する取組について、その進捗状況の確認や推進・改善を行うための「所管する関係部署・機関等との連携方法」を示す。
- (2)(1)に基づき実施する、取組の推進状況の評価システムを示す。
- (3)推進期間4年間の進行管理の工程表を示す。

○点検・評価

→外部有識者の知見を参考に(研究推進会議等)、推進期間中は毎年度実施する。

未定稿

第2次千葉県特別支援教育推進基本計画 想定される施策・取組の方向性・主な取組 等

資料 7

※ゴシック文字の「施策」「取組の方向性」「主な取組」は親計画(第2期教育振興基本計画)に記載したもの。明朝体文字は「主な取組」は記載のないもの

H27.1.28 研究推進会議資料

		≬育相談と支援体制の充実 : 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実
4人小	<u> 主か</u> 取組・	: 早期からの教育相談・支援体制の一層の元美 : 早期からの教育相談・支援体制の構築事業◆
-	工,447/11	市町村福祉関係機関の療育相談の取組◇
取組	の方向性	: 適切な就学の相談支援の充実
7711		: 千葉県教育支援委員会◆
-		市町村教委就学事務担当者研修会◆
		特別支援学校の教育相談◇
長: 道	続性のある	5多様な学びの場と支援の充実
取組	の方向性	: 地域で共に学び育つ教育の推進
	主な取組:	: 交流及び共同学習を通した障害者理解の推進◆
		研究指定校の取組(交流及び共同学習)◆
		特別支援学校の様々な交流活動(学校間/居住地校)◇
取組		: 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進
	主な取組:	: インクルーシブ教育システム構築モデルスクール◆
TF- 40		**************************************
拟 粒		: 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実
-	土/よ収組:	: 特別非常勤講師配置事業(社会人活用)◆
		特別支援アドバイザー事業◆ 株別支援学校専門字系・ル派港東業▲
		特別支援学校専門家チーム派遣事業◆ 特別支援フレッシュサポート事業◆
		特別支援教育支援員の配置・活用◇
TT 糸E	の方向性	わかえ版教育文版員や配置
ᅺᄉᆘ		: 高等学校特別支援教育支援員配置事業◆
-	工, 44/114	個々の能力・才能を伸ばす教育モデル事業(高等学校)◆
		発達障害のある生徒の指導支援に関する体制整備◆
		高等学校の特別支援教育 Co 連絡会/新任研修会◆
取組		:ICTを活用した教育の推進
	主な取組:	: 特別支援学校教育用コンピュータ整備事業◆
		高等学校における遠隔教育の普及促進に関する調査研究◆
ᄧᅲᄼᄗ		サロナ収労社が大ナフクザム機能のプロ
拟 粒		: 特別支援学校が有する多様な機能の活用
-	土/よ取組:	: 特別支援学校のセンター的機能充実事業(市川・船橋)◆ ************************************
		特別支援学校特別支援教育 Co 連絡協議会◆
TT7 乡E	の方向性	: 様々な困難を抱える子どもへの支援の充実
ᅺᄉᄼᆘ		: 修学旅行安全対策事業(医ケア)◆
-	工,44人/社。	特別支援学校看護師等指導事業◆
-		医療的ケア運営会議◆
		医ケア担当者専門性向上研修事業◆
		看護師等配置事業◇
		学校給食指導事業◇
		精神疾患/高次脳機能障害への対応・支援に関する研究
長:特	別支援学村	交の整備と機能の充実
		: 特別支援学校の計画的な整備
	主な取組:	: 県立特別支援学校整備計画の推進令
		県立特別支援学校の施設・設備整備事業◇
取組		: 障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備
	王な取組:	: 特別支援学校スクールバス運行委託事業◇
田 ₇₇ 幺F	うれびを	: 特別支援学校が有する多様な機能の充実
以心	主な取組:	
	工な耿阳.	·

組の方向性:キャリア教育と職業教育の充実
主な取組:委嘱講師(職業教育)配置事業◆
特別支援学校教員企業実習◆
キャリア教育・就労支援等の充実事業(高等学校)◆
研究指定校の取組◆
組の方向性:障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築
主な取組:特別支援学校就労支援推進事業◆
進路指導主事連絡協議会. 就労支援 Co 連絡協議会◆
就労支援ネットワーク構築事業◆
│ 組の方向性:障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築
祖の万円住:厚舌のめる人の雇用とイヤップアックラステムの構業 主な取組:県立学校での障害者の雇用◇
式労支援セミナーとの連携◇
企業と特別支援学校をつなくセミナー◇
組の方向性:障害者への学びの支援
■ 全の対象に、呼音などの子のの文法
見立学校体育施設開放事業◇
さわやか青年教室◇
特別支援学校の同窓会/青年会等の取組◇
特別支援教育に関する教員の専門性の向上
組の方向性:特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進
主な取組:特別支援学校教諭免許法認定講習の開催◇
T 8-10/12 1 1/3/17 (Ø 1 1/3/1/18) 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
組の方向性:特別支援教育に関する研修の充実
主な取組:特別支援学校自立活動運営事業◆
教育課程研究協議会◆
特別支援学級担任指導力向上研修◆
ティーチャーズトレーニング研修◆
副校長・教頭インクルーシブ教育システム研修会◆
校長・教頭・初任研等の階層別の悉皆研修◇
特別支援学校技術職員等研修会◆
特別支援学校開催の研修◇
総セ・研修プログラム(コンテンツ)作成と利活用◇
組の方向性:異校種間の計画的な人事交流の推進
主な取組:定期人事異動・人事交流令
特支教育 Co の配置・指名

千葉県特別支援教育研究推進会議設置要綱

(目的)

第1条 本県の特別支援教育推進について、緊急を要する課題及び中・長期的な課題に ついて具体的な研究を行うために、「千葉県特別支援教育研究推進会議」(以 下「研究推進会議」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 研究推進会議は、委員20名以内で構成する。
 - 2 研究推進会議の委員は、次の各号の者に依頼する。
 - (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 行政機関の職員
- (4) その他必要と認めた者
- 3 研究推進会議は、原則として2年間の期間を定めて研究等を行う。
- 4 委員の任期は、2年間とする。
- 5 研究推進会議には、研究事項に応じて部会を設けることができる。

(運営)

- 第3条 研究推進会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は 条例により設置された附属機関ではない。
 - 2 研究推進会議は、本県の特別支援教育推進に必要な研究を行うため、委員から の意見聴取又は委員による意見交換の場として運営する。

(開催)

第4条 研究推進会議は、必要に応じて千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課長が 招集する。

(会議)

- 第5条 研究推進会議には、委員長及び副委員長を置く。
 - 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。
 - 3 委員長は、研究推進会議における議事進行及び研究推進の調整にあたる。副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(公開)

第6条 研究推進会議の公開については、別に取扱いを定めて実施する。

(庶務)

第7条 研究推進会議の庶務は、教育庁教育振興部特別支援教育課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究推進会議の運営に関して必要な事項については、教育庁教育振興部特別支援教育課長が別に定める。

附則

千葉県障害児教育研究推進会議設置要綱(平成13年6月施行)、及び同会議の公開を定めた「千葉県障害児教育研究推進会議の公開に関する取扱い」及び「千葉県障害児教育研究推進会議傍聴要領」は、平成25年3月31日をもって廃止する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

千葉県特別支援教育研究推進会議の公開に関する取扱い

1 目的

この取扱いは、千葉県情報公開条例(以下「条例」という。)第27条の3に 定めるところにより、千葉県特別支援教育研究推進会議(以下「研究推進会議」と いう。)の県民への公開に当たって、千葉県特別支援教育研究推進会議設置要綱第 6条の規定により、その公開に関する準拠すべき基本事項を定めるものとする。

2 公開の範囲

- (1)研究推進会議は、公開するものとする。ただし、条例第27条の3の規定により非公開とする場合は、必要な範囲で公開しない。
- (2) 研究推進会議で配付する資料は、公表とするものとする。ただし、条例第27条の3の規定により会議を非公開とした場合の非公開部分に相当する資料は公表しない。

また、それ以外においても、個人情報等の非公開とすべき情報が含まれる場合は、その必要な範囲を公表しない。

- (3) 研究推進会議の公開は、傍聴による方法とする。
- (4) 研究推進会議の資料の公表は、傍聴者への配付及び千葉県教育委員会ホームページへの掲載による方法とする。
- (5) 研究推進会議の結果は、会議終了後に会議録として、県教育委員会のホームページに掲載する。

なお、会議の結果を非公開又は部分非公開とするときは、その根拠も併せて掲載する。

3 公開の方法

2 (3) で定める会議の傍聴の運用については、別に傍聴要領を定める。

4 公開の周知

- (1)会議の開催日の県民への周知については、その開催日の1週間前までに(緊急に会議を開催する場合にあっては、会議開催の決定をした後直ちに)、千葉県教育委員会ホームページへの掲載又はその他の方法により行う。
- (2) 前項の周知の内容は、開催日時、会議の名称、議題、開催場所、傍聴等の定員及び手続き並びに問い合わせ先とする。

5 補則

この取扱いに定めるもののほか、研究推進会議の公開に関して必要な事項は、教育振興部特別支援教育課長が別に定める。

附則

この取扱いは、平成25年4月1日から適用する。

千葉県特別支援教育研究推進会議 傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 千葉県特別支援教育研究推進会議(以下「会議」と言います。)の傍聴を希望する方は、会議開始30分前から5分前までに、会場受付で氏名と住所を記入し、事務局の指示があるまで受付場所でお待ちください。
- (2) 傍聴の定員は、10名以内とします。
- (3) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (4) 傍聴は、会議の席上で委員長の許可が得られたときから可能となりますので、 事務局の指示に従って会場に入室してください。

2 会議を傍聴するに当たっての注意事項

- (1)会議開催中は、指定された傍聴席で静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、 発言に対して公然と可否を表明しないこと
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事進行を妨害しないこと
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと
- (4) 会場においては、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可 を得た場合はこの限りではないこと
- (5) その他、会議の秩序を乱し、進行の支障となる行為をしないこと

3 会議の秩序の維持

2の会議を傍聴するに当たっての注意事項に違反した傍聴者には注意し、なお、 これに従わないときは、退場をしていただきます。

4 補足

この傍聴要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項については教育庁教育振興部特別支援教育課長が別に定めるものとします。

附則

この傍聴要領は平成25年4月1日から適用します。